

○早島町埋立行為等規制条例施行規則

(平成17年9月26日規則第9号)

(趣旨)

第1条 この規則は、早島町埋立行為等規制条例(平成17年早島町条例第25号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(埋立行為等の許可)

第3条 条例第4条第1項第1号の規則で定める面積は、800平方メートル未満とする。ただし、800平方メートルに満たない事業であっても、その事業区域に隣接又は近接する土地において、当該事業に着手する日前1年以内に同種の事業が実施され、又は事業中の場合においては、当該事業と既に施工され、又は施工中の事業の事業区域の面積を合算して800平方メートル以上になるときは、条例第4条第1項の許可を要する。

2 条例第4条第1項第2号の規則で定める法令等に基づき許可、認可、届出等を要する事業は、次に掲げるものとする。

(1) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条の許可を受けた開発行為に係る事業

(2) 宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第2条第2号に規定する宅地造成に係る事業

(3) 土地改良法(昭和24年法律第195号)第2条第2項に規定する土地改良事業に係る事業

(4) 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第125条第1項の許可を受けた行為に係る事業

(5) 森林法(昭和26年法律第249号)第34条第2項(同法第44条において準用する場合を含む。)の許可を受けた行為に係る事業

(6) 道路法(昭和27年法律第180号)第24条、第32条第1項又は第91条第1項の許可を受けた行為に係る事業

(7) 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第2条第1項に規定する土地区画整理事業に係る事業

(8) 河川法(昭和39年法律第167号)第25条、第27条第1項、第55条第1項又は第57条第1項の許可を受けた行為に係る事業

(9) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第7条第1項の許可を受けた行為又は同法第13条第1項の規定により届出を行った急傾斜地崩壊防止工事に係る事業

(10) 地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第11条第1項の承認又は第18条第1項の許可を受けた行為に係る事業

(11) 公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第2条の免許を受けた行為に係る事業

(12) 墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)第10条第1項の許可を受けた行為に係る事業

(13) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第8条第1項又は第15条第1項の許可を受けた行為に係る事業

(14) 採石法(昭和25年法律第291号)第33条の許可を受けた行為に係る事業

- (15) 砂利採取法(昭和43年法律第74号)第16条の認可を受けた行為に係る事業
- (16) 岡山県県土保全条例(昭和48年岡山県条例第35号)第5条第1項の許可を受けた行為に係る事業
- (17) 前各号に掲げるもののほか、公益性のある事業で町長が認めるもの
(特例団体)

第4条 条例第4条第1項第3号の規則で定める団体は、次に掲げるものとする。

- (1) 日本道路公団
- (2) 本州四国連絡橋公団
- (3) 日本郵政公社
- (4) 日本下水道事業団
- (5) 独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人
- (6) 国立大学法人法(平成15年法律第112号)に基づき設立された国立大学法人及び大学共同利用機関法人
- (7) 岡山県住宅供給公社
- (8) 岡山県道路公社
- (9) 岡山県土地開発公社
- (10) 市町村土地開発公社
- (11) 前各号に掲げるもののほか、これらに類する団体で町長が適当と認めるもの
(適用除外事業)

第5条 条例第4条第1項第4号の規則で定める事業は、次に掲げるものとする。

- (1) 農業者が耕作の目的で行う行為で、次のいずれかに該当するもの
 - ア 通常の維持管理上必要な行為として行うもの
 - イ 5年以上耕作を行う場合で、埋立行為等届出書(様式第19号)により町長に届け出たもの。この場合は、届け出の日から5年間、1年ごとに、当該1年を経過した日から起算して10日以内に、耕作報告書(様式第20号)を町長に提出しなければならない。
- (2) 森林法第5条に規定する地域森林計画に基づく森林の経営、管理をするために行うもの
- (3) 農林水産振興のため、国又は地方公共団体の助成を受けて行うもの
- (4) 災害復旧のために必要な応急措置として行うもの
(許可の失効期間)

第6条 条例第4条第2項の規則で定める期間は、3年とする。

(許可の申請)

第7条 条例第4条第3号に規定する申請書の様式は、埋立行為等許可申請書(様式第1号)によるものとする。

2 条例第4条第3項第7号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業区域内に所在する土地の土地登記簿に記載されている地目及び現況による地目
- (2) 事業が法令の許可等を受ける必要がある場合は、当該法令の名称
- (3) 現場責任者の氏名
- (4) 申請者が条例第8条第2号キに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の氏名及び住所

- 3 条例第4条第4項に規定する必要な資料は、次の各号に掲げるものとし、第2号から第5号まで、第7号、第8号、第10号、第11号、第17号から第19号まで、及び第21号に規定する証明書等にあつては、申請日前3月以内に発行されたものに限る。
- (1) 計画に係る設計図書で別表第1に定めるもの
 - (2) 許可申請者が個人の場合は、住民票の写し
 - (3) 許可申請者が法人の場合は、当該法人の定款又は寄附行為、登記簿の謄本及び当該登記簿の謄本に記載されている役員の住民票の写し
 - (4) 許可申請者に第12条第2項に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し
 - (5) 許可申請者が条例第8条第2号キに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し
 - (6) 許可申請者が条例第8条第2号アからケまでに該当しないことを誓約する書面
 - (7) 事業区域内に所在する土地の土地登記簿の謄本及び公図の写し
 - (8) 事業区域に隣接する土地の土地登記簿の謄本又は登記事項要約書
 - (9) 事業区域内の土地所有者等の一覧表(様式第2号)
 - (10) 条例第5条に規定する土地所有者等の同意書
 - (11) 条例第6条に規定する周辺住民等への事業概要周知報告書(様式第3号)
 - (12) 条例第7条の規定による公共施設等の管理者の同意書
 - (13) 埋立行為等の土砂の予定量の計算書
 - (14) 事業区域と当該事業区域に隣接する土地との境界を明らかにする書面
 - (15) 事業の資金計画書(様式第4号)
 - (16) 許可申請者の資力及び信用に関する申告書(様式第5号)
 - (17) 許可申請者の預貯金残高証明書若しくは銀行等からの融資証明書
 - (18) 許可申請者が個人の場合は、最新の事業年度における事業税、所得税及び固定資産税に関する納税証明書
 - (19) 許可申請者が法人の場合は、最新の事業年度における財務諸表並びに法人税、法人事業税及び固定資産税に関する納税証明書
 - (20) 施工者の能力に関する申告書(様式第6号)
 - (21) 施工者の建設業法(昭和24年法律第100号)による建設業者の許可通知書の写し及び法人である場合は、登記簿の謄本
 - (22) 事業が法令の許可等を受ける必要がある場合は、当該法令の名称及び許可等の処分の状況並びに許可書等の写し
 - (23) 前各号に掲げるもののほか町長が必要と認める書類又は図面
- 4 前項において、事業が次に掲げる各号のいずれにも該当する場合で町長が認めるときは、前項第2号から第6号、第13号、及び第15号から第21号までを省略できるものとする。
- (1) 事業区域の面積が5,000平方メートルに満たない場合
 - (2) 事業が、垂直高さ2メートル以上の切土又は盛土(複数回の切土又は盛土を行う場合でその垂直高さの合計が2メートルを超える場合を含む。)を伴わない場合
(土地所有者等の同意)
- 第8条 条例第5条第1項の規則で定める同意は、土地所有者等同意書(様式第7号)に、土地所有者等の記名押印を得ることにより行うものとする。

2 条例第5条第1項の規則で定める権利は、次に掲げるものとする。

- (1) 地上権
- (2) 永小作権
- (3) 質権
- (4) 賃借権

(周辺住民等への周知)

第9条 条例第6条に規定する周辺住民への周知は、次に掲げる方法によるものとする。

- (1) 日時及び場所をあらかじめ指定して行う説明
- (2) 戸別訪問による説明
- (3) その他事業の概要を周知するための適切な方法による説明

2 条例第6条の規則で定める範囲の者は、次に掲げる者とする。

- (1) 事業区域に隣接する土地の土地所有者等
- (2) 事業区域の境界線から200メートルの区域内にその一部の区域が含まれる自治会及び町内会。ただし、事業が第7条第4項第1号及び第2号に該当する場合で町長が認めるときは、事業区域に隣接する土地の区域内にその一部の区域が含まれる自治会及び町内会とする。
- (3) 事業区域の境界線から200メートルの区域内にある事業所の所有者及び住宅の居住者。ただし、事業が第7条第4項第1号及び第2号に該当する場合で町長が認めるときは、この限りではない。

(公共施設等管理者の同意)

第10条 条例第7条に規定する協議は、埋立行為等協議書(様式第8号)に、次に掲げる資料を添付して行うものとする。

- (1) 位置図
 - (2) 公図の写し及び土地登記簿謄本
 - (3) 事業区域の実測図
 - (4) 事業計画図(平面図、断面図及び土留図等)
 - (5) 排水計画図
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、当該公共施設等管理者が必要と認める資料
- (許可の基準)

第11条 条例第8条第1項第1号に規定する一般的基準は、別表第2に定めるとおりとする。

(許可申請者の資格等)

第12条 条例第8条第1項第2号ウの規則で定める法律は、次に掲げるものとする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。第31条第7項を除く。)
- (2) 刑法(明治40年法律第45号)第204条、第206条、第208条、第208条の3、第222条若しくは第247条の罪
- (3) 暴力行為等処罰ニ関スル法律(大正15年法律第60号)

2 条例第8条第2号オ、ク及びケの規則で定める使用人は、許可申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者とする。

- (1) 本店又は支店(商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所)
- (2) 前号に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、埋立行為等に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

(許可の変更)

第13条 条例第10条第1項ただし書きの規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 条例第4条第3項第1号、第4号及び第5号に掲げる事項の変更
 - (2) 第7条第3項第3号及び第4号に掲げる事項の変更
- 2 条例第10条第2項に規定する申請書は、埋立行為等変更許可申請書(様式第9号)とし、これに添付する書類は、次に掲げるものとする。
- (1) 第7条第3項第7号から第12号に掲げる書類
 - (2) 第7条第3項に掲げる書類で、前号を除くもののうち変更に係るもの
- 3 条例第10条第4項に規定する届出は、埋立行為等軽微変更届出書(様式第10号)によるものとする。

(標識の掲示)

第14条 条例第12条の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業の目的及び事業の計画の概要
- (2) 事業区域の所在及びその面積
- (3) 事業の期間
- (4) 事業の許可の年月日及び番号
- (5) 許可事業者の氏名又は名称、及び住所又は主たる事務所の所在地、並びに法人にあってはその代表者の氏名
- (6) 施工者の氏名又は名称、及び住所又は主たる事務所の所在地、並びに法人にあってはその代表者の氏名
- (7) 現場責任者の氏名

(着手の届出)

第15条 条例第13条に規定する届出は、埋立行為等着手届出書(様式第11号)によるものとする。

(搬入土砂等に係る届出等)

第16条 条例第14条第1項に規定する土砂等の搬入に係る計画の作成は、土砂等搬入計画届出書(様式第12号)によるものとし、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 土砂等の発生場所(当該土砂等が建設工事等によって発生したものであるときは、当該建設工事等の概要並びに当該建設工事等の注文者及び請負人の氏名又は名称、及び住所又は主たる事務所の所在地、並びに法人にあっては、その代表者の氏名)
 - (2) 搬入土砂等の量
 - (3) 搬入土砂等の土質区分
 - (4) 土砂等の搬入期間
 - (5) 搬入土砂等の運搬経路(運搬経路図添付)
- 2 条例第14条第1項及び第2項のただし書の規則で定める範囲の事業とは、次に掲げるものをいう。
- (1) 第7条第4項第1号及び第2号に該当する場合で、町長が認めるもの
 - (2) 災害復旧のために必要な応急措置として行う土砂等の搬入
- 3 条例第14条第2項に規定する土砂等管理台帳は、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- (1) 許可事業者の氏名又は名称、及び住所又は主たる事務所の所在地並びに法

人にあつてはその代表者の氏名

- (2) 許可番号
- (3) 事業区域の位置及び面積
- (4) 事業の許可の期間
- (5) 現場責任者の氏名
- (6) 土砂等の発生場所(当該土砂等が建設工事等によって発生したものであるときは、当該建設工事等の概要並びに当該建設工事等の注文者及び請負人の氏名又は名称、及び住所又は主たる事務所の所在地、並びに法人にあつては、その代表者の氏名)
- (7) 搬入された土砂等の土質区分
- (8) 土砂等搬入期間
- (9) 搬入された土砂等の総量及び一日あたりの量

4 条例第14条第3項の規則で定める書類は、提出に係る対象期間の末日前7日以内に撮影した埋立行為等の状況を示す写真とする。

(水質検査の報告等)

第17条 条例第15条に規定する水質検査は、埋立行為等を開始した日から2月ごと(条例第16条第1項の規定による完了の届出を行った場合は、完了日より14日以内)に、事業区域内で発生し、事業区域外へ排出される水(以下「排出水」という。)を採取し、生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量のうちいずれかについて検査するものとする。

2 前項の検査についての報告は、埋立行為等を開始した日から2月ごとに当該2月を経過した日から14日以内(条例第16条第1項の規定による完了の届出を行った場合は、完了日より30日以内)に、水質検査報告書(様式第13号)に次の書類を添付して町長に提出することにより行うものとする。

- (1) 当該検査に使用した排出水を採取した地点の位置図
- (2) 採取した排出水の検査試料採取調書及び計量証明事業者が発行した計量証明書

3 条例第15条ただし書の規則で定める範囲の事業とは、第7条第4項第1号及び第2号に該当する場合で、町長が認めるものとする。

4 第1項の水質検査において、生物化学的酸素要求量については1リットルにつき20ミリグラム、化学的酸素要求量については1リットルにつき40ミリグラム(以下「基準値」という。)を超えた結果が確認された場合又は町長が必要と認めた場合は、許可事業者は、町長の指定する職員の立会いの上、環境大臣が定める排出基準に係る検定方法(昭和49年総理府告示第64号)に定める測定方法により、排出基準を定める省令(昭和46年総理府令第35号)の別表第1に掲げられる項目のほか、町長が指示する項目について水質検査を行わなければならない。

5 許可事業者は、前項の水質検査を行った場合は、詳細水質検査報告書(様式第14号)に第2項各号に掲げる書類を添付して、速やかに町長に提出しなければならない。

(完了届出及び完了検査)

第18条 条例第16条第1項に規定する届出は、埋立行為等完了届出書(様式第15号)によるものとする。

2 条例第16条第2項の規定による検査済証は、様式第16号によるものとする。

(許可の承継)

第19条 条例第17条第2項に規定する届出は、埋立行為等承継届出書(様式第17号)によるものとする。

(立入検査)

第20条 条例第19条第2項に規定する証明書は、様式第18号によるものとする。

(手数料)

第21条 条例第21条第1項ただし書に規定する事業は、第7条第4項第1号及び第2号に該当する事業とする。

(申請書等の提出部数)

第22条 条例及びこの規則の規定により提出する申請書その他の書類及び図面の提出部数は、正本1通及び副本1通とする。

(委任)

第23条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成17年12月1日から施行する。

別表第1

区分	図書の種類	明示すべき事項	縮尺	備考
1	位置図	(1) 方位 (2) 事業区域の位置	10,000分の1以上	
2	周辺状況図	(1) 方位 (2) 事業区域の境界 (3) 法令の指定区域 (4) 人家等建築物の位置及び距離 (5) 土砂の発生場所、搬出先 (6) 土砂の搬入、搬出の経路	2,500分の1以上	土砂の搬入、搬出の経路について、町長が認める場合はその途中を省略することができる
3	現況図	(1) 方位 (2) 事業区域の境界 (3) 地形 (4) 事業区域内及び事業区域周辺の公共施設	500分の1以上	相当範囲の外周区域を包括したもの
4	丈量図	(1) 方位 (2) 事業区域の全面積 (3) 切土又は盛土する部分の面積	500分の1以上	
5	防災計画平面図	(1) 方位 (2) 事業区域の境界 (3) 縦横断線の位置及び記号 (4) 等高線 (5) 切土又は盛土の部分 (6) がけ又は擁壁の位置、形状及び記号 (7) ベンチマークの位置及び高さ	500分の1以上	等高線は2メートルの標高差を示すこと
6	排水計画平面図	(1) 方位 (2) 事業区域の境界	500分の1以上	放流先図示に必要な範囲の

		(3) 排水施設の位置、種類、材料、形状、内のり寸法、勾配、延長及び記号 (4) 吐口の位置及び放流先の名称 (5) 集水系統ブロック及び流水の方向		外周区域を包括したもの
7	計画断面図	(1) 測点 (2) 事業区域の境界 (3) 基準線 (4) 現地盤線及び計画地盤線 (5) がけ、擁壁及び排水施設の位置、形状及び記号 (6) 現地盤面の段切の位置及び形状	250分の1以上	現況線は細くすること
8	がけ断面図	(1) がけの高さ、勾配及び土質 (2) がけ面の保護の方法 (3) 現地盤面	50分の1以上	
9	防災施設構造図	(1) 擁壁の寸法、勾配及び記号 (2) 擁壁の材料の種類及び寸法 (3) 裏込コンクリートの品質及び寸法 (4) 透水層の位置及び寸法 (5) 水抜穴の位置、材料及び内径寸法 (6) 基礎構造の種類及び寸法 (7) 基礎地盤の土質 (8) 基礎ぐいの位置、材料及び寸法 (9) 擁壁を設置する前後の地盤面	50分の1以上	鉄筋コンクリート擁壁については配筋図を必要とする
10	排水施設構造図	開渠、暗渠、会所、落差工、吐口等の種類、寸法及び記号	50分の1以上	
11	擁壁構造計算書	擁壁の概要、構造計画、応力算定及び断面算定		高さ1.0メートル以上のコンクリート擁壁を設置するとき
12	排水流量計算書	(1) 計画雨水量 (2) 排水施設及び放流先水路の排水能力		集水系統ブロック別に計算
13	現況写真	施工区域の状況が把握できる写真		撮影箇所が容易に分かるようにすること

注) 事業が規則第7条第4項第1号及び第2号に該当する場合で町長が認めるときは、本表の明示すべき事項が記載されている範囲内で、同一図面に複数の区分の図書を記載するなどして差し支えない。

別表第2
一般的基準

[別紙参照]

様式第1号
埋立行為等許可申請書
[別紙参照]

様式第2号
事業区域内の土地所有者等の一覧表
[別紙参照]

様式第3号
周辺住民等への事業概要周知報告書
[別紙参照]

様式第4号
事業の資金計画書
その1 収支計画
[別紙参照]
その2 別資金計画
[別紙参照]

様式第5号
許可申請者の資力及び信用に関する申告書
[別紙参照]

様式第6号
施工者の能力に関する申告書
[別紙参照]

様式第7号
土地所有者等同意書
[別紙参照]

様式第8号
埋立行為等協議書(公共施設等管理者)
[別紙参照]

様式第9号
埋立行為等変更許可申請書
[別紙参照]

様式第10号
埋立行為等軽微変更届出書
[別紙参照]

様式第11号
埋立行為等着手届出書
[別紙参照]

様式第12号
土砂等搬入計画届出書
[別紙参照]

様式第13号
水質検査報告書
[別紙参照]

様式第14号
詳細水質検査報告書
[別紙参照]

様式第15号
埋立行為等完了届出書
[別紙参照]

様式第16号
埋立行為等検査済証
[別紙参照]

様式第17号
埋立行為等承継届出書
[別紙参照]

様式第18号
身分証明書
[別紙参照]

様式第19号
埋立行為等届出書
[別紙参照]

様式第20号
耕作報告書
[別紙参照]